

「普通預金・総合口座のお取扱いについて」

（不稼動口座維持手数料のご案内）

当金庫では 2006 年 4 月より「不稼動口座維持手数料」を導入させていただいております。同手数料の詳細は下記のとおりとなりますので、内容をご確認いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 不稼動口座維持手数料

項目	内容	
対象となる口座 *右記①～④を満たす 普通預金口座	①	最後のお預入れまたは払戻し（当該普通預金利息の元本への組入れ、不稼動口座維持手数料の引落しを除く）から 2年以上 、一度もお預入れまたは払戻し（不稼動口座維持手数料の引落しを除く）が無い普通預金口座（総合口座含む）であること。
	②	該当の普通預金口座の残高が 10,000円未満 であること。
	③	当座貸越契約（各種カードローン契約、担保とする定期預金が存在する総合口座等）のある口座でないこと。
	④	振替定期預金・定期積金の振替指定口座でないこと。
	※盗難、紛失などにより再発行手続きがなされず、ご利用が停止されている口座についても「不稼動口座」の対象となります。	
手数料	年間 1,100円 （消費税込）	
手数料引落しの流れ	①	口座が上記の対象となった場合、お届けのご住所に「不稼動口座に関するご案内」の書面を郵送します。（ご案内が延着または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。）
	②	郵送後2ヶ月間ご利用（お預入れ、払戻し）がなく、かつ、残高が10,000円に満たないときは年間1,100円（消費税込）の「不稼動口座維持手数料」をご負担いただきます。
	③	「不稼動口座に関するご案内」を郵送後2ヶ月以内に預金口座をご解約されますと「不稼動口座維持手数料」は不要です。
自動解約	預金残高が不稼動口座維持手数料(1,100円)に満たないときは、元金全額を不稼動口座維持手数料といたします。なお、この際には通知文を郵送し、この口座を解約させていただきます。（通知文が延着または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。）	
その他注意事項	ご負担いただいた不稼動口座維持手数料のご返却及び解約させていただいた口座の再利用は出来ません。	
規定の変更等	金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページ掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。 その変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。	

※詳しくはお取引店までお問い合わせください。

（2020年8月現在）